

地域子供の家の経営方針

地域子供の家の管理運営業務を遂行するにあたり、藤沢市地域子供の家条例および藤沢市地域子供の家条例施行規則を遵守した上で、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（旧財団法人藤沢市青少年協会）として平成17年度より平成19年度の3年間、また平成20年度より平成24年度の5年間の計8年間の間、地域子供の家指定管理者として培った経験や成果、実績を最大限に活かした施設運営に努めます。

当財団における地域子供の家管理運営業務については「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子どもは地域で見守り育てる」を基本方針とし、実質的な施設管理運営については地域ボランティアで構成された運営委員会が担い、当財団は全体的な視野のもと、各運営委員会への指導、会議・研修の実施、全体の維持管理を担い、「地域主体の管理運営」を基本理念に8年間実績を積んでまいりました。当財団としては地域との協働による管理運営をさらに推進するとともに、「藤沢市青少年育成の基本方針」に基づいた地域子供の家運営に努めます。

■ 公の施設の管理者としての考え方

当財団は長年にわたり、多くの公的施設の管理運営を行ってきた実績を活かした施設管理をおこなうとともに、以下の9項目を心構えとして運営に努めます。

公の施設の管理者としての心構え

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営をおこないます。
- 2 市民が公平に施設利用および事業参加できるよう、公平性透明性のある運営をおこないます。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、施設利用者および事業参加者が安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 藤沢市の青少年育成の基本的方針である「ふじさわ子ども・若者計画」を理解し、全ての子ども・若者に応じた事業展開、施設運営を目指します。
- 5 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど環境に配慮した施設運営を行います。
- 6 「藤沢市人権施策推進指針」を理解し、誰もが公平に施設利用および事業参加できるよう配慮した施設運営を行います。
- 7 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」および「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」を理解し、当財団においても同様の規定を整備し、規定に準じた施設運営を行います。
- 8 施設に関する条例に定められた事項、その他関連する法令を遵守し、法とモラルを守った施設運営を行います。
- 9 指定管理業務に関する仕様書に従い、藤沢市と定期的に連絡をとりつつ、庶務業務に関する文書および事業計画書・事業報告書を適切に作成し提出します。